

A0502-02	インターロックを勝手に解除するな		
本文	インターロックは緊急時の重要な危険防設備、勝手に解除しないこと		
リスクの種類	爆発 制御不能	関連目次・章節	
理由(何故)	インターロックは、緊急時に原料供給停止や燃料遮断等によって、自動的に危険防止措置を講ずる設備である。一個人の判断で勝手に解除すれば制御不能になり事故につながる危険防止が出来なくなる。		
方策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 緊急時のトラブルへの対処はインターロックその他の定められた作業手順を遵守する。</li> <li>2) インターロックに係わる装置が必要なときに円滑に作動できる状態に維持するよう常に保守する。</li> <li>3) インターロックの内容及びその重要性について理解させる。</li> <li>4) インターロックを解除する場合の基準を定めておき、解除する時は、必要な「変更手続(MOC)」を行い、承認されないかぎりインターロックを外さない。</li> </ol>		
事故例	<p>(アメリカ) 加熱器の立ち上げ時、計装関係にトラブルがあり、オペレーターが独り判断でインターロックをバイパスして立ち上げることにした。その結果、パイロットバーナーが点火されない状態で燃料弁が開き加熱器内にガスが充満、爆発した。幸いなことに、加熱器が損傷しただけで負傷者も出なかった。インターロックをバイパスすることで手順を簡略化できると思い込んだ結果の不始末であった。</p>		
法的参考事項	<p>労働安全衛生規則273条の4: 特殊化学設備には異常事態による爆発火災防止のため原材料送給遮断、製品排出、不活性ガス、冷却水送給等の装置を設置しなければならない。(注; 特殊化学設備とは化学設備のうち、発熱反応が行われる反応器等異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発、火災等を生ずるおそれのあるものをいう。(労働安全衛生規則第4条3項))</p> <p>高圧ガス保安法・コンビ則第 5 条第1項26号の例示基準に、「特殊反応設備が危険な状態になることを防止するための措置」として、上記と同様の規定があり、さらに、「確実に作動する機能を有し、かつ、常に円滑に作動できるような状態に維持すること」と規定されている。</p>		
備考			